

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問2（情）第3号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成18年2月26日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間に、県庁に用務があるとして、公用車を除く自家用車等の交通手段により出張した県の職員が県庁の外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録（①旅行命令簿、②復命書、③自家用車等の公務使用届、④駐車場への残車を記録した当日の駐車場管理日誌及び⑤残車の状態が公務中であることを証明する超過勤務命令簿等の行政文書の全てで、いずれも対象文書の表記は問わない。）（以下「本件請求文書」という。）。

2 本件請求に対する決定等

- (1) 実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、平成18年3月14日付けで審査請求人に通知した（この決定を以下「H18不開示決定」という。）。
- (2) 審査請求人は、平成18年4月2日付けで、H18不開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った（この異議申立てを以下「H18異議申立て」という。）。
- (3) 実施機関は、平成18年5月10日付けで、当審査会に対し、H18異議申立て

について諮問した（この諮問に係る事案を以下「諮問(情)第207号」という。）。

- (4) 当審査会は、平成29年12月8日付けで、実施機関に対し、実施機関が本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきであるとの答申を行った。
- (5) 実施機関は、令和元年7月24日付けで、審査請求人に対し、実施機関が行ったH18不開示決定を取り消す旨の決定を行った。
- (6) 上記(5)の取消決定を受けて、実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年12月25日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年3月23日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例に従って審査請求人へ確認や補正を指示することもなく、担当職員が「実際に可能性についての記録がある文書」を対象文書に限定するといった偏った判断に固執し続け、大量不服申立人の案件として差別扱いしたことが起因となった。
- (2) 審査請求人が提起した異議申立案件に係る審議を諮問順としない方針で本件処分が著しく遅延した。

- (3) 審査請求人は、「文書特定の際に候補とした文書などの関連文書がある場合は、当該事案の審議時期まで保存する」という要旨が記載された通知の写しを実施機関から受け取った。
- (4) 本件処分に係る通知書の「行政文書を保存していない理由」欄に記載された「③その他」の理由及び「備考」欄に記載された説明内容には、部署ごとの時系列で具体的な事実関係が記載されておらず、上記(2)の方針と上記(3)の通知の存在から判断しても、保存年限満了により廃棄したとの実施機関の理由には信ぴょう性がない。
- (5) 条例の趣旨からみれば、不服申立ての対象文書等を保存しておく必要があるのは当然であり、上記(3)の通知の事実は、条例の趣旨を前提に念のために注意を喚起したに過ぎないものであり、審査請求人が不服申立てをした時点から対象文書等の保存が義務付けられていたことを実施機関も承知していたはずである。これらの点について弁明すらしていない実施機関の行政手法は容認できない。
- (6) 実施機関が令和2年6月8日に施行した同月3日付けの「弁明書の送付及び反論書の提出について(通知)」と題する書面は通常郵便で郵送され、同月10日に審査請求人が受け取った。審査請求人からの電話による問合せに対し、実施機関の担当者は、同月3日(水)付けの当該文書の施行日が同月8日(月)であると返答したが、当該文書の中で指示した反論書の提出期限を延ばす等の救済措置は示さず、当該発送事務においても裁量権を濫用している。
- (7) 以上のとおり、審査請求人が本来受けることができたはずの本件請求文書の閲覧の機会が、広島県職員の長期間に及ぶ絶大な裁量行為によって不当に侵害され遅延していることから、本件処分を取り消し、適正な開示決定等の処分を行うよう求める。また、当該職務行為に対する謝罪を要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

県庁以外の庁舎に勤務する職員が、自家用車を利用して本件請求の対象期間中に県庁を用務先としてする出張に関して作成又は取得された行政文書を対象に、令和元年9月に地方機関における行政文書の存否を確認したところ、当該行政文書の存在は確認できなかった。

よって、対象行政文書が不存在のため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書の捉え方について

本件請求は、平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間、自家用車で県庁への用務のために出張した県の職員が、駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録の開示を求めたものである。

当審査会は、諮問(情)第207号に係る答申において、本件請求の趣旨は、駐車場を利用する可能性がある出張に関して作成された文書と解すべきとした上で、県庁以外の庁舎に勤務する職員が自家用車を利用して本件請求の対象期間中に県庁を用務先として出張する場合（以下「本件対象出張」という。）は、駐車場に駐車したこと又は駐車する予定であることが記載されているかどうかにかかわらず、本件対象出張に関して作成又は取得された行政文書を本件請求文書とすべきであり、具体的には、自家用車公務使用申請書、旅行命令簿及び復命書のほか、本件対象出張における県庁への用務が勤務時間外にわたる場合は、時間外勤務命令簿が対象となり得ると判断した（ここで示した自家用車公務使用申請書、旅行命令簿、復命書及び時間外勤務命令簿は、実施機関の地方機関（以下単に「地方機関」という。）が保有する行政文書であるため、これらを総称して以下「本件請求文書（地方機関関係）」という。）。

また、審査請求人は、本件請求文書の例示として「駐車場への残車を記録した当日の駐車場管理日誌」も掲げており、これは勤務時間外にわたって駐車場に駐車していることを確認できるものを求めているものと考えられるため、本件対象出張から判明した出張の日付及び使用された自家用

車の登録番号から本件請求の対象となり得る駐車場等管理日誌の有無を確認すべきと判断した（この駐車場等管理日誌は、実施機関の総務局総務課が保有する行政文書であるため、以下「本件請求文書（総務課関係）」という。）。

(2) 本件請求文書（地方機関関係）について

実施機関は、令和元年9月に地方機関における本件請求文書（地方機関関係）の存否を確認したところ、その存在は確認できなかったと主張している。

このため、実施機関に対して、本件請求文書（地方機関関係）の探索内容を確認したところ、令和元年9月3日付けで、実施機関等の関係所属長に対し、次のとおり調査を依頼し、その結果、本件請求文書（地方機関関係）が存在しないことを確認した旨の回答を実施機関から得た。

ア 照会先

- (ア) 危機管理監危機管理課長，地域政策局を除く各局幹事課長及び病院事業局県立病院課長
- (イ) 総務局税務課長及び研究開発課長
- (ウ) 各総務事務所（支所）長，東京事務所長，文書館長及び自治総合研修センター所長

イ 対象文書

公用車以外の車両（自家用車等）を利用して、県庁を用務先として行った旅行に係る次の書類（平成15年4月1日から平成17年12月31日までに行われた旅行に係るものに限る。）

- (ア) 自家用車公務使用申請書
- (イ) 旅行命令簿
- (ウ) 復命書
- (エ) 時間外勤務命令簿（県庁への用務が勤務時間外にわたる場合）

ウ 対象地方機関

平成18年当時存在していた地方機関（基町敷地内の地方機関を除く。）

実施機関による上記の文書探索は、本件請求文書（地方機関関係）を調査の対象文書として、それを保有していると考えられる全ての地方機関を

対象としていることが認められる。

また、照会方法については、対象の地方機関に直接照会するのではなく、当該地方機関を所管する局等の幹事課を通じて照会しているが、この点について、実施機関は、既に存在しない地方機関もあり、現在の所管部署が担当局でないと把握できないとしており、この説明に特段不合理な点は認められない。

よって、実施機関による本件請求文書（地方機関関係）の探索方法は、不自然、不合理とはいえない。

次に、実施機関は、本件処分に係る不存在通知書の「行政文書を保有していない理由」欄の「3 その他」において、「開示請求に係る該当文書の存在や作成は確認できなかった」とした上で、「文書が作成されていた場合でも、文書の保存年限満了により廃棄されたことが推測されるため」と記載している。

実施機関に対し、このように「推測」した理由を確認したところ、実施機関からは、「全地方機関において対象期間中に自家用車等を利用した県庁への旅行が一切なかったとは考えにくいため、保存年限の満了により廃棄されたと推測した」との回答があった。

さらに、実施機関に確認したところによれば、本件請求文書（地方機関関係）の対象期間となっている平成15年度から平成17年度までの間の当時の「自家用車の公務使用に関する取扱要領」では、自家用車の公務使用を承認するに当たって、「身体に障害を有するため、公用車を利用できないこと」との基準が定められていた。

確かに、当該基準からすると、全ての職員が公務で自家用車を使用することができるわけではなかったものの、対象期間中に自家用車を利用した県庁への出張が一切なかったとは考えられないため、以下、本件請求文書（地方機関関係）が保存年限の満了により廃棄されたといえるか否かを検討する。

本件請求文書（地方機関関係）は、出張や時間外勤務に関するものであるから、旅費や時間外勤務手当の支出に関する文書と捉えることができる。

広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号。以下「規則」とい

う。)別表では、「支出に関するもの」は保存年限が5年とされ、「支出に関するもので重要なもの」は10年、「支出に関するもので軽易なもの」は3年とされている。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項により、旅費や手当の返還請求権の時効が5年とされていることからすると、本件請求文書(地方機関関係)の保存年限は、通常、5年で設定されているものと考えられる。

そして、本件請求当時の規則第7条第3項では、「文書等の保存年限は、当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算するものとする」と規定されている。

そうすると、仮に、本件請求文書(地方機関関係)が平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間に作成又は取得されていたとしても、平成20年度末から平成22年度末までの間に保存年限が満了し、廃棄されたものと認められる。

なお、本件請求当時の規則別表の備考の3では、「現に監査、検査、請求、争訟等の対象となっているものについては、この表に定める保存年限を超えて、その必要とされる期間保存するものとする」とされていた。また、審査請求人が審査請求書に添付している、当審査会から関係機関の長宛てに発出した平成21年2月19日付け通知「行政文書開示請求等に対する決定に係る不服申立ての対象文書等の保存について」では、「文書特定の際に候補とした文書などの関連文書がある場合は、当該事案の審議時期まで保存するようにしてください」と不服申立ての対象文書だけでなく関連文書の保存についても要請している。これらのことからすると、本件請求文書(地方機関関係)が廃棄されたことは不適切な取扱いである。その原因としては、実施機関が審査請求人へ本件請求の趣旨を確認することなく、本件請求文書を限定的に捉えた上で、本件請求の担当部署を決定したことにあると考えられる。本件請求の受付時において、審査請求人へ開示請求の趣旨を確認し、各地方機関へ対象文書の有無を照会していれば、今回のように本件請求文書(地方機関関係)が廃棄されていたということは防げたと考えられるため、実施機関においては、今後、このようなことがないよ

う留意されたい。

(3) 本件請求文書（総務課関係）について

本件請求文書（総務課関係）である駐車場等管理日誌は、上記(1)のとおり、本件請求文書（地方機関関係）から判明した出張の日付及び使用された自家用車の登録番号と突合した上で、その存否を確認すべきとしていた。

しかしながら、上記(2)のとおり本件請求文書（地方機関関係）が存在しない以上、それと本件請求文書（総務課関係）とを突合することができないため、本件請求の対象となる本件請求文書（総務課関係）は存在しないといわざるを得ない。

(4) 総括

以上のことから、本件請求文書について不存在とした本件処分は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年7月13日	・ 諮問を受けた。
令和3年8月20日 (令和3年度第5回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和3年9月24日 (令和3年度第6回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和3年11月25日 (令和3年度第8回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授